

## 災害時の歯科医療救護に関する協定書

福島県（以下「甲」という。）と社団法人福島県歯科医師会（以下「乙」という。）は災害時における歯科医療救護について、次のとおり協定を締結する。

### （総 則）

第1条 この協定は、福島県地域防災計画に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

2 甲は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき市町村が行う歯科医療救護が本協定に準じ、地域歯科医師会の協力を得て実施できるよう、市町村に対して、必要な調整を行うものとする。

3 乙は、前項の規定による市町村の歯科医療救護活動が円滑に実施されるよう、地域歯科医師会に対し、必要な調整を行うものとする。

### （歯科医療救護計画）

第2条 乙は、歯科医療救護活動の円滑な実施を図るため、歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の歯科医療救護計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯科医療救護組織の編成
- (2) 歯科医療救護組織の活動計画
- (3) 地域歯科医師会と関係機関との通信連絡網
- (4) 指揮系統
- (5) 訓練計画
- (6) その他必要な事項

3 乙は、歯科医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の歯科医療救護計画を甲に提出するものとする。

### （歯科医療救護班の派遣）

第3条 甲は、地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、歯科医療救護計画に基づき、歯科医療救護班を派遣するものとする。

3 緊急止むを得ない事情により、甲の要請を受けるいとまのない場合には、乙は、歯科医療救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、甲が承認した乙の歯科医療救護班は、甲の要請に基づく歯科医療救護班とみなすものとする。

### （歯科医療救護班に対する指揮等）

第4条 歯科医療救護班に対する指揮命令及び歯科医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

### （歯科医療救護班の業務）

第5条 歯科医療救護班は、甲又は市町村が災害現場等に設置する避難所や救護所において歯科

医療救護を行うことを原則とする。

2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置、及び必要な歯科医療
- (2) 歯科医療機関への転送の要否、及び順位の決定
- (3) その他状況に応じた必要な措置

(医薬品等の供給)

第6条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(収容歯科医療機関の指定)

第7条 乙は、甲が傷病者の収容歯科医療機関を指定する際は、これに協力するものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容歯科医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(訓練)

第9条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加協力するものとする。

(費用弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護を実施した場合に要する費用は、甲が負担する。

歯科医療救護班の編成、派遣に伴うもの

- (1) 歯科医療救護班の編成、派遣に要する経費
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 歯科医療救護班員が、歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

2 前項に定める費用弁償の額については、別に定める。

(細目)

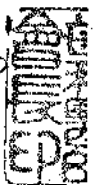
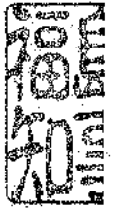
第11条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙協議のうえ定める。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

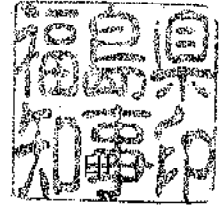


この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。



平成22年12月 9日

甲 福島市杉妻町2番16号  
福島県  
福島県知事 佐藤雄平



乙 福島県福島市仲間町6番6号  
社団法人福島県歯科医師会  
会長 金子 振

